令和7年度九州農政局国営事業再評価技術検討会【第1回】 玉名横島地区 指摘事項

日時: 令和7年7月8日 14:00~15:15

場所: 玉名市横島町公民館

委 員 名	指 摘	回答
磯田 委員	資料5-1 P3 資料5-3 P30 「農業算出額」は、「農業産出額」に修正すること。	資料4-1 P3の4(2)、資料4-3 P30の(2)を修正しました。
	資料5-3 P6 住民の生命・財産をとの記載があるが、背後地の住宅等については、効果に 反映しているか。	資料4-1 P1、資料4-3 P6 越波浸水エリアの大半が農地であり、この農地を高潮による浸水被害から守る効果額を算出したところ、費用便益比が1を超える6となりました。このため、宅地・家財・事業所の浸水にかかる防護効果は、計上しておりませんでした。 一方で、越皮浸水エリア内には住宅もあり、本事業を実施することにより、住民の生命・財産を防護する効果はあるものの、効果額は計上していないことから、資料4-1、資料4-3の事業の概要においては、「地域住民の生命・財産」を「等」と表記させていただきます。
	センサスの「農産物販売金額規模別経営体」統計も加味して、資料を作成していただいているので、その内容について説明資料等に挿入いただきたい。	資料4-1 P2の3(4)、P3の4(3)、P6、資料4-3 P23、P30の(3)に追加しました。
凌 委員	資料 5-3 P29 焼きドーナツとあるが、玉名市の小麦で生産しているのか。	資料 4-3 P29 確認した結果、使用している小麦は九州産であり、玉名市で収穫された小 麦であるか確認できなかったため、文言は削除しました。
	資料 5-3 P30 まとめについては、熊本県の評価は必要ないのではないか。	資料 4-1 P3 の 4(2)、資料 4-3 P30 の(2) まとめについては、本事業地区である玉名市の内容に修正し、熊本県の評価は削除します。あわせて、資料 4-1 P3 の 4(2)の記載も削除しました。
	磯田委員の指摘内容について、資料 5-4 基礎資料で整理を行っているとのことであるが、説明資料にも挿入しないのか。	資料4-1 P2の3(4)、P3の4(3)、P6、資料4-3 P23、P30の(3)に追加しました。

令和7年度九州農政局国営事業再評価技術検討会【第1回】 玉名横島地区 指摘事項

委 員 名	指 摘	回答
引 委員	資料 5-1 P5 環境保全の考慮について、考慮と配慮と記載が入り混じっており、使い分けについては、どうなっているのか。また、景観は、環境・利用の考慮とは、別物と考えられるので、整理をお願いしたい。	資料4-1 P5、資料4-3 P41~45、資料4-4 P120 検討した結果、海岸法の目的を踏まえ「考慮」が適切であることから、「考慮」に統一しました。なお、項目も再度整理しました。
	資料 5-3 P31 「飛沫被害を防止するため」との記載があるが、効果の算定の中では飛沫の被害については、算定されていないとのことである。 本事業との整合が図れていないのではないか。	有明海沿岸海岸保全基本計画に、玉名横島地区も位置付けがなされており、「整備の方向」として、「高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。」とあります。 関係者への聞き取りの結果、飛沫被害の範囲は日堤防より内側に収まっており、浸水被害の範囲の内側であることを確認しています。このことから、本事業との整合は図れていると判断しています。
原田 委員	効果算定に当たり、設計する際の設計外力が不明なため、『伊勢湾台風を想定 し算定している』旨を記載されたい。	資料 4-3 P33 設計外力の設定に「(伊勢湾台風を想定)」と追記しました。
	水産業にも配慮された事項についても記載されたい。	資料4-1 P5の(4)、資料4-3 P45 以下を追記しました。 ① ノリの養殖時期に考慮した工事工程計画 工事区域周辺は、ノリ養殖が盛んなため、海側の工事及びコンクリート打設 や地盤改良工事は、ノリ養殖期間(9月~3月)以外の4月から8月までとし ている。
	事業目的の1つとして、沈下による堤防高の不足に伴う堤防嵩上げ等の整備 があるが、土質の専門的な検討は行われているのか。	資料4-3 P11 堤防の補強・改修に当たっては、沈下による将来の堤防高を考慮した整備 計画について、学識経験者で構成される九州農政局直轄海岸保全施設検討委 員会に諮り工事を実施していることから、その旨を追記しました。